

61 学校当局者学校教練査閲立会に関する件に付各地方長官等へ通牒  
〔昭和十三年十二月〕

官普一六七号  
定決裁  
12月19日  
文書課長  
〔有原〕  
送 発  
12月20日  
起案者  
〔柴沼〕  
(注記1)

昭和十三年十一月八日起案

事務官  
〔町田〕

学務課長  
〔岩松〕

普通学務局長  
〔藤野〕  
〔朝比奈〕  
(注記4)

次官  
〔伊東〕

専門学務局長  
〔山田〕  
〔有光〕  
〔手中〕

実業学務局長  
〔小笠原〕  
〔谷原〕  
〔宮坂〕  
〔塚本〕

督学官  
〔松岡〕  
〔岩林〕  
〔山根〕  
〔堀口〕  
〔坂〕  
〔長岡〕  
〔櫻井〕  
〔本山〕

案ノ一

年 月 日  
局長

各地方長官宛

学務当局者学校教練査閲立会ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ從來モ適宜御実施ノコト、ハ存ズルモ現下ノ時局ニ鑑ミ学校教練ノ振興ヲ図ルハ最モ喫緊ノ要務ト〔被〕認〔抹消〕  
〔メ〕ラル、ニ付学校教練査閲ノ際ハ事情ノ許ス限り貴道〔府県〕学務当局者ヲシテ之ニ立会ハシメ学校当事者ノ督励ニ当ラシメラル、様致度此段及通牒

(下 札 1)

(注記3)

(注記5)

案ノ二  
年 月 日  
局長

陸軍省人事局長宛

学務当局者学校教練査閲立会ニ関スル件

十月二十四日付官普一六七号ヲ以テ昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件回答ニ及ビタル処右ノ中近衛師団関係ノ分ニ対スル回答ノ次第モ有之本日別紙ノ通各地方長官宛通牒致シタルニ付御了知相成度

備考

一、陸軍省人事局長宛ノモノニハ各地方長官宛通牒写添付ノ

コト

一、本件ハ本年十月二十四日官普一六七号ヲ以テ陸軍省人事局長宛左記ノ通回答致シタルニ依リ本案ノ如ク各地方長

官宛通牒セントスルモノナリ

官宛通牒セントスルモノナリ

記

学務当事者査閲立会ニ関スル件(近衛師団)

先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ上本省内閣係局課長等ニ於テ事情許ス限リ査閲ニ立会ヒ其ノ情況ヲ視察スルコト、シ又本省督学官ノ地方学事視察ノ機会ニモ努メテ立会フコト、致度

尚地方長官監督下ノ教練査閲ニ際シテハ支障ナキ限リ学務当局者ニ於テ立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

(注記6)

官普一六七号  
裁 決 定 10月21日 文書課長 (有原)  
昭和三十二年九月十九日起案  
10月24日 起案者 (佐藤)

事務官

事務官

花押

普通学務局長

次官

(注記8)

専門学務局長

実業学務局長

体育課長

督学官

年月日

案

陸軍省人事局長宛

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件回答

本年七月二十六日陸普第四四九〇号ヲ以テ標記ノ件御照会ノ趣

了承右ハ別紙ノ通及回答

備考

各局課御回答ノ文中形式ヲ統一シ且多少字句ヲ修正シタル

点有之ニ付御了知相成度

近衛師団関係事項

一、学務当事者査閲立会ニ関スル件

(注記7)

○先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ  
上本省内関係局課長<sup>(加筆)</sup>〔等〕ニ於テ事情ノ許ス限り査閲ニ  
立会ヒ其ノ情況ヲ視察スルコトトシ又本省督学官ノ地  
方学事視察等ノ機会ニモ努メテ立会フコトト致度尚地  
方長官監督下ノ教練査閲ニ際シテハ支障ナキ限り学務  
当局者ニ於テ立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

#### 第一師団関係事項

一、専門学校以上ニ於ケル教練科独立ニ関スル件

○教練ヲ体操科中ヨリ独立シ一科目トナスノ点ニ就イテ  
ハ高等専門学校ニ於ケル授業時間数等ノ関係上相当考  
慮ノ要アルニ付十分考究セントス

一、教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦斯防護資材ノ整備、  
教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励ニ関スル  
件

○申出ノ事項ニ関シテハ督学官其ノ他ノ関係官出張ノ際  
特ニ留意シテ視察激励ニカムルコトト致度

#### 第二師団関係事項

一、高等専門学校以上ノ教練査閲ニ文部省ヨリ視察官派遣ニ  
関スル件

○近衛師団関係事項ニ付テ回答シタル通高等専門学校以  
上ノ教練査閲ニ視察官派遣ノ点ニ就イテハ今後可成御  
希望ニ副フ様致度

#### 第三師団関係事項

一、昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル文部省指示事項学校

教練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル学級数対教練教師  
数ノ標準ニ関スル件

○事变下ノ今日ニ於テハ教練教師ノ補充ニスラ相当困難  
ヲ感スル現情ナルヲ以テ本問題ハ今後適當ノ時期ニ改  
メテ考慮スルコトト致度

一、学校教練ノ必修ニ関スル件

○学校教練ヲ必修課目トナス点ニ就イテハ大学ニ於ケル  
教練必修ノ問題トモ關聯スルヲ以テ目下鋭意考究中ナ  
リ

#### 第四師団関係事項

一、学校当局者ノ学生々徒体位向上ニ関スル注意ノ件

○本省ニ於テハ保健衛生並体育運動ニ付キ施設、指導ノ  
改善ニ関シ着々研究中ナリ

#### 第五師団関係事項

一、学生生徒ノ体位向上ニ関スル件

○学生生徒児童ノ体格ノ良好ナラサルモノアルニ鑑ミ体  
育関係者ハ拳ツテ関心ノ要アルハ言フ俟タサル所ニシ  
テ各種運動ノ記録優勝ヲ目標トスル選手制度ノ改善ニ  
就イテハ特ニ留意シツ、アリ

一、教授力ノ充実ニ関スル件

○前段ハ同感ナリ教練教師ノ講習会等ニ関シテハ陸軍、  
文部両省協議ノ上実施方考究スルコトト致度

#### 第六師団関係事項

一、教練資材ノ整備充実ニ関スル件

○本件ニ関シテハ絶エス地方学務当局者及学校長ヲ督励シツ、アリ客年十月官普二〇七号ヲ以テ更ニ瓦斯防護ノ指導普及徹底及教練資材ノ整備方ニ関シ通牒ヲ発シタリ全国ニ於ケル其ノ整備情況ハ各学校長ヨリ提出セル本年五月報告ノ学校教練情況報告書ニ依リ明カナル如ク各府県何レモ府県費ヲ以テ新資材ヲ整備セリ固ヨリ地方財政ノ都合上十分ナルヲ得スト雖漸次充実スルニ至ルモノト認ム尚陸軍省ニ於テハ可成速ニ新古品銃器払下ヲ復活シ且新兵器ノ払下ヲ実行セラレンコトヲ要望ス

#### 一、学生生徒ノ体育向上ニ関スル件

○学生生徒ノ体育向上ニ関シ学校ノ性質及環境等ニ依リ各適切ナル指導ノ必要アルハ大ニ認ムル所ニシテ此点ニ就イテハ学校体操教授要目其ノ他ニ於テ特ニ注意ヲ払ヒツツアリ

#### 第七師団関係事項

##### 一、中等実業学校教練時数増加ノ件

○実業学校教練毎週教授時数ヲ中学校ニ於ケル時数ト同様ナラシムルコトハ教練成績向上ノ上ヨリ望マシキコトナルモ実業学校ハ中学校ト異ナリ高学年ニ於テ実業学科目並ニ実験実習ノ時数多キ為教練時数ヲ増加スルコト困難ナル実情ニ在<sup>(注)</sup>リト認ムルモ尚篤ト考究スルコト、致度

#### 第八師団関係事項

##### 一、教練教師ノ停年制ヲ制定スル件

○昭和十二年一月徵募課長ヨリ普通学務局学務課長宛ニ該問題ノ申出アリ既ニ調査研究シ居ルモ現下ノ情勢ニ於テハ実現スルコト全ク不可能ニ付更ニ将来ノ考究ニ待ツコトト致度

##### 一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給額ト解職後ノ就職斡旋方ニ関スル件

○今次事変ニ依リ応召セル教練教師ハ現職ノ儘トシ俸給全額ヲ給シ居ルヲ以テ之カ補充ノ為臨時採用セル教師ニ対シ財政上希望通ノ俸給ヲ給シ難キ場合アルハ已ムヲ得サルモノト了知セラレ度

#### 第十師団関係事項

一、教練査閲官ハ査閲ノ所見ヲ学校長ニ対シテ開示スル如ク陸軍現役將校配属学校教練査閲規程第八条ヲ改ムルノ件  
○本問題ニ関シテハ寧口現在ノ儘ナルヲ適當ナリト思料ス

(注記9)

#### 第十一師団関係事項

##### 一、生徒ノ体位向上ニ関スル件

生徒ノ体位向上ヲ図ル為メ学校教育ニ於テ体育、知育、德育ノ平衡ヲ得シムルハ肝要ナル事ニシテ本省ニ於テハ此ノ趣旨ノモトニ教育全般ノ刷新ニ就イテ深キ考慮ヲ払ヒツツ、アリ

##### 一、教練教師ノ資格及待遇ニ関スル件

○教練ハ体操ノ中ノ教練ナルヲ以テ他ノ学科目ト同様相

(注記10)

当ノ経歴〔<sup>(抹消)</sup>保持〕〔<sup>(加筆)</sup>アル〕者又ハ実力〔<sup>(抹消)</sup>保持〕〔<sup>(加筆)</sup>アル〕者ハ試験又ハ無試験検定ニ依リ免許状ヲ授与セラルルノ途アリ而シテ免許状ヲ授与セラレシモノハ教諭トシテ任用セラルル資格ヲ有ス 尚中等学校教練教師ノ定數ハ昭和九年五月学務部長會議ニ於ケル指示事項ニ依リ学級數ニ応シ大体ノ標準ヲ〔<sup>(抹消)</sup>定メアリ〕〔<sup>(加筆)</sup>示セリ〕又現在教練教師タル將校ヲ教諭トシテ任用セスシテ囑託又ハ講師等ノ名称ヲ以テ採用シアルハ本人ノ恩給ヲ停止セシメラレサル様取り計ヒタルモノナリ只書記兼務ノ如キ形ニ於テ教練教師ヲ採用シ居ル〔<sup>(抹消)</sup>モノ〕ハ地方財政上ノ都合ニ依ルモノニシテ今後出来得ル限り教練時數ニ応シ適當ナル員數ノ専任教練教師ヲ任用セシメ度希望ヲ有ス

一、学校職員特ニ校長ニ対シ時局ヲ認識セシメ知育偏重ノ弊ヲ是正スル件

○文部省ニ於テハ国体ノ本義に基キ訓育ヲ重要視シ知育偏重ノ弊ヲ打破スルコトハ多年ニ亘ル方針ニシテ近クハ本年五月地方長官會議、高等師範学校長、高等学校長、実業専門学校長會議ニ於ケル木戸文部大臣ノ訓示及本年六月師範学校長會議等ニ於ケル荒木文部大臣ノ訓示中ニモ特ニ指示セル所ナリ

第十二師團關係事項

一、学校教練ニ対スル熱意ニ関スル件

○現今ノ如ク配属將校並ニ教練教師ノ少キ情況ニ在リテ

(注記12)

第十四師團關係事項

一、学生生徒ノ体位向上ニ関スル件

(イ)国民身体検査実施ニ就イテ

○適當ナル時期ニ於テ嚴密ナル体位ノ検査ヲ行ヒ其ノ結果ニ基キ適応セル体育ヲ課スル必要アルハ言ヲ俟タサル所ニシテ之カ為メ本邦ニ於テハ明治三十三年以來文部省令ヲ以テ毎年一回以上、上ハ大学ヨリ下小学校及幼稚園ニ至ルマテ学生生徒児童ノ身体検査ヲ行〔<sup>(抹消)</sup>ヒ〕ハシメツツアリ尚最近在学者ノ健康ニ関シ精密ナル調査ヲ行ヒツツアリ

(ロ)学校体育ニ就イテ

○課外ニ於テモ適正ナル運動競技ヲ行ヒ体位向上ニ資スルハ肝要ナルコトニシテ本省ニ於テハ之カ改善ニ着手シツツアリ

第二十師団 關係事項  
北支那方面軍

○何レモ所管外ナルヲ以テ承ハリ置クコトト致度

(注記13)  
省專九八号

昭和十三年九月十六日

(注記14)

専門学務局長 男爵 山川 建 印

普通学務局長 藤野 惠殿

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件

本年八月二十四日附官普一六七号ヲ以テ申越ノ標記ノ件ニ関シ  
左ノ通回答致スヘキニ付可然御取計相成度

記

(第一師団)

一、教練ハ学校ノ德育及体育両方面ニ干与シ特ニ専門学校以上

ニ於テハ学生生徒ノ訓育ハ教練ニ俟ツコト多キ状態ナルヲ

以テ之ヲ体操科ノ一部トセス独立セル一科目トスルヲ要  
ス。

○教練ヲ体操科中ヨリ独立シ一科目トナスノ点ニ就テハ高

等専門学校ニ於ケル授業時間数等ノ關係上相等考慮ノ要

アルニ付十分考究セントス。

(第二師団)

一、高等専門学校以上ノ教練査閲ニ文部省ヨリ視察官ノ派遣ヲ

希望ス当管内ノ専門学校以上ニハ本施設制定以來一回モ派

遣セラレタルコトナク斯クテハ専門学校以上ノ教練振作上  
遺憾ナシトセス毎年一校宛ニテモ派遣ヲ希望ス。

○(近衛師団關係)事項ニ(付テ)回答シタル(下同様) (通)

高等専門学校以上ノ教練査閲ニ視察官派遣ノ点ニ就テハ  
今後可成御希望ニ副フ様致度。

(第三師団)

一、学校教練ノ必修

学校教練ヲ随意課トナスハ幹部候補生制度及青年学校義務  
制度ノ改善実現ニ伴ヒ考慮スヘキ問題ナルノミナラス同一  
学府内ニ於テ教練修学ノ態度ニ二様アルハ其振作上ノ障碍  
タルハ勿論之レカ指導ニ徹底ヲ欠キ而カモ下級学校在学生  
徒ニ及ホス感作亦決シテ少シトセス速ニ必修課目ニ改善シ  
内容ノ鞏化ヲ図ラレンコトヲ望ム。

○学校教練ヲ必修課目トナス点ニ就テハ大学ニ於ケル教練  
必修ノ問題(トモ關聯スルヲ) (ニ付テハ)以テ目下鋭意考  
究中ナリ。

(第十二師団)

一、現今ノ如ク配属將校尠キ情況ニ於テ学校教練ノ振作ハ県当

局及学校長以下教職員ノ教練ニ対スル熱度如何ニヨルト云

フモ敢テ過言ナラサルヘシ之ヲ当師管内一般ニ徴スルニ各

学校特ニ中等学校ニ於テ教練ニ対スル理解ノ度愈々深刻化

シアリ又県当局ニ於テモ佐賀県ハ長官以下極メテ熱心ニシ

テ一般ニ良況ニアリ大学、高等、専門学校ニ於テモ学校長  
ノ理解ノ程度ハ良好ノ域ニ進ミツツアルモ一般教職員ノ理

解勤キモノアルヲ以テ文部当局ハ地方長官及直轄学校長ニ  
対シ教練ニ一段ノ熱意ヲ増加セシメ以テ教練ノ振作ト国民  
精神総動員向上ノ資ニセラレ度。

○現今ノ如ク配属将校並ニ教練教師ノ勤キ情況ニ在リテハ  
特ニ学校長以下教職員協力シ教練振作上遺憾ナキヲ期ス  
ルハ寔ニ適切ノコトナリ

当局ニ於テハ此ノ点ニ鑑ミ今後極力配属将校ノ充実、教  
練教師ノ整備及再教育施設ノ確立並ニ教練費及之カ資材  
ノ充実ニカムルト共ニ学校教練ノ實際及施設ヲ視察調査  
シ実施方法ノ改善ニ資シ良ク關係筋ト連絡ヲ保チ適當ナ  
ル監督指導ヲナサシメンカ為昭和十四年度ニ之カ經費ヲ  
要求スヘク目下鋭意調査中ナリ。

〔加筆〕  
尚配属将校ニ於テモ学校教育全般ニ対スル理解ヲ〔高〕  
〔加筆〕  
メ〕深メ一層之ニ協力〕スル様適當ノ御配意煩度

省実四〇号

昭和十三年九月七日

実業学務局長 小笠原豊光

〔注記16〕

普通学務局長 藤野 惠殿

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ

関スル件

標記ニ関スル本局関係事項回答文別紙ノ通ニ付可然御取計相成

度

一、中等実業学校教練時数増加ノ件

〔注記17〕

実業学校教練科毎週教授時数ヲ中学校ニ於ケル時数ト同様ナ  
ラシムルコトハ教練科成績向上ノ上ヨリ望マシキコトナル  
モ、実業学校ハ中学校ト異ナリ高学年ニ於テ実業学科目並ニ  
実験実習ノ時数多キ為教練時数ヲ増加スルコト困難ナル実情  
ニ在リト認ム

〔加筆〕  
〔案〕  
一、教練教師優遇ニ関スル件

〔採消〕  
教練ハ体操ノ中ノ教練〔ニシテ〕〔ナルヲ以テ〕他ノ学科目ト  
同様相当ノ経歴保持者又ハ実力保有者ハ試験又ハ無試験檢  
定ニ依リ免許状ヲ授与セラル、ノ〔道〕〔途〕アリ而シテ免許  
状ヲ授与セラレシモノハ教諭トシテ任用セラル、資格ヲ有  
ス〔ルモノナリ〕

〔採消〕  
〔加筆〕  
尚中等学校〔教練〕教員〔師〕ノ定数ハ〔学級数ニ応ジテ定  
メラレタルモノニシテ〕学科目ニ対スル定数ハ定メラザル  
ヲ以テ教練教師ノミ定数ヲ定ムルハ困難ナル実情ニアリ

〔加筆〕  
〔昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル〕指示事項ニ依リ学級  
数ニ応シ大体ノ標準ヲ示セリ

又現在教練教師タル将校ヲ教諭トシテ任用セズシテ囑託又  
ハ講師等ノ名称ヲ以テ採用シアルハ本人ノ恩給ヲ停止セシ  
メラレザル様取り計ヒタルモノナリ〔採消〕  
〔採消〕  
一般ニ恩給受給者ハ其ノ待遇低キハ止ムヲ得ザル  
〔採消〕  
〔カト〕〔モノト〕思料セラル只書記兼務ノ如キ形ニ於テ教  
練教師ヲ採用シ居ルモノアルハ地方財政〔ノ逼迫セル關係〕  
〔採消〕  
〔上ノ都合ニ依ルモノ〕ニシテ今後出来得ル限り教練時数ニ

ス 応シ適當ナル員數ノ專任教練教師ヲ任用セシメ度希望ヲ有

省体三四号

昭和十三年八月三十日

(注記18)

体育課長 岩原 拓 印

普通学務局長 藤野 惠殿

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件

八月二十四日附官普一六七号ヲ以テ御照会ノ標記ノ件左記ノ通  
及回答

記

第四師団

一、学校当局者ノ学生生徒体位向上ニ関スル注意ニ就テハ未タ  
不徹底ナルモノ多キハ同感ニシテ遺憾トスル所ニシテ本省  
ニ於テハ保健衛生並体育運動ニ付キ施設、指導ノ改善ニ関  
シ着々研究ヲ進メツツアルモノナリ

第五師団

一、学生生徒ノ体位向上ニ就テ  
学生、生徒、児童ノ体格ノ良好ナラサルモノアルニ鑑ミ体  
育関係者ハ拳ツテ関心ノ要アルハ言ヲ俟タサル所ニシテ各  
種運動ノ記録優勝ヲ目標トスル選手制度ノ改善ニ就テハ特  
ニ留意シツツアリ

第六師団

一、学生、生徒ノ体育向上ニ関シ学校ノ性質及環境等ニ依リ各  
適切ナル指導ノ必要アルハ大ニ認ムル所ニシテ此点ニ就テ  
ハ学校体操教授要目其ノ他ニ於テ特ニ注意ヲ払ヒツツアリ

第十四師団

一、学生、生徒ノ体位向上ニ就テ

(イ)国民身体検査実施ニ就テ

適當ナル時期ニ於テ嚴密ナル体位ノ検査ヲ行ヒ其ノ結果  
ニ基キ適応セル体育ヲ課スル必要アルハ言ヲ俟タサル所  
ニシテ之カ為メ本邦ニ於テハ明治三十三年以来文部省令  
ヲ以テ毎年一回以上、上ハ大学ヨリ下、小学校及幼稚園  
ニ至ルマテ学生、生徒、児童ノ身体検査ヲ行ハシメツツ  
アリ、尚最近在学者ノ健康ニ関シ精密ナル調査ヲ行ヒツ  
ツアリ

(ロ)学校体育ニ就テ

課外ニ於テ(モ)適正ナル運動競技ヲ行ヒ体位向上ニ資ス  
ルハ肝要ナルコトニシテ本省ニ於テハ之カ改善ニ着手シ  
ツツアリ

第十一師団

一、生徒ノ体位向上ヲ図ル為メ学校教育ニ於テ体育、<sup>(採進)</sup>智<sup>(加筆)</sup>、<sup>(採進)</sup>知<sup>(加筆)</sup>  
育、徳育ノ平衡ヲ得シムルハ肝要ナル事ニシテ本省ニ於テ  
ハ此ノ趣旨ノモトニ体育<sup>(採進)</sup>〔全般〕ノ刷新ニ就テ深キ考慮ヲ払  
ヒツツアルモノナリ

〔表紙〕



普通学務局関係事項

近衛師団関係事項

一、学務当事者査閲立会ニ関スル件

〔<sup>加筆</sup>〕先年ノ例ニ倣ヒ陸軍省ト協議シテ適當ノ学校ヲ選定ノ

上本省内関係局課長ニ於テ事情ノ許ス限り査閲ニ立会ヒ

其ノ情況ヲ視察スルコトトシ又〔本省督学官ノ地方学事

視察等ノ機会モ務メテ立会フコトト致度尚地方長官監督

下ノ教練査閲ニ際シテハ支障ナキ限り学務当局者ニ於テ

立会ヲナス様通牒スル予定ナリ

第一師団関係事項

一、教授力ノ充実、設備特ニ瓦斯防護資材ノ整備、教練ニ対

スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励ニ関スル件

申出ノ事項ニ関シテハ督学官其ノ他ノ関係官出張ノ際特

ニ留意シテ視察激励ニカマルコトト致度

第三師団関係事項

一、昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル文部省指示事項中学

校教練担任教員数ノ標準ニ関スル件

事変下ノ今日ニ於テハ教練教師ノ補充ニスラ相当困難ヲ

感ズル現情ナルヲ以テ本問題ハ今後適當ノ時期ニ改メテ

考慮スルコトト致度

〔<sup>抹消</sup>〕備考

指示事項ヲ拔萃スベシ

第五師団関係事項

一、教授力ノ充実ニ関スル件

〔<sup>抹消</sup>〕事変下ニ於ケル各学校ノ斯種教授力ハ頗ル低下セルモ

ノト認ム〔<sup>加筆</sup>〕前段ハ同感ナリ

〔<sup>抹消</sup>〕事変終了後ハ速カニ配属学校ニ対シ各専任ノ配属将校

ヲ配置セラル、様希望ス〔<sup>加筆</sup>〕尚教練教師ノ教授力向上ノ

為ニハ各種ノ講習ヲ陸軍文部協議ノ上各師団ニテ行ハシ

ムルカ又ハ陸軍省ニ於テ取計フ様考慮セラレタシ

〔<sup>加筆</sup>〕教練教師ノ講習会等ニ関シテハ陸軍、文部両省協議ノ

上実施方考究〔<sup>抹消</sup>〕スルコト致度

〔<sup>抹消</sup>〕前段同感ナリ

〔<sup>抹消</sup>〕後段適宜ノ措置ト認ム

第六師団関係事項

一、教練資材ノ整備充実ニ関スル件

本問題ニ付テハ絶エズ地方学務当事者及学校長ヲ督励シ

ツツアリ客年十月官普二〇七号ヲ以テ更ニ瓦斯防護ノ指

導普及徹底及教練資材ノ整備方ニ関シ通牒ヲ発シタリ全

国ニ於ケル其ノ整備情況ハ各学校長ヨリ提出ノ本年五月

報告ノ学校教練情況報告書ニ依リ明カナル如ク各府県何

レモ府県費ヲ以テ新資材ヲ整備セリ固ヨリ地方財政ノ都

合上十分ナルヲ得ズト雖漸次充実スルニ至ルモノト認ム

尚陸軍〔<sup>加筆</sup>〕省ニ於テハ〔<sup>抹消</sup>〕今後教練振作上〔<sup>加筆</sup>〕可成速ニ新古品

銃器払下〔<sup>抹消</sup>〕〔<sup>加筆</sup>〕復活〔<sup>抹消</sup>〕ハ勿論教練ニ要スル〔<sup>加筆</sup>〕新兵

器ノ払下ヲ実行セラレンコトヲ要望ス

第八師団関係事項

一、教練教師ノ停年制ヲ制定スル件

昭和十二年一月徵募課長ヨリ普通学務局学務課長宛ニ該問題ノ申出アリ既ニ調査研究シ居ルモ現下ノ情勢ニ於テハ実現スルコト全ク不可能ナルベシ故ニ(採消)更ニ將來ノ考究ニ待ツ(採消)ベキモノトス(加筆)コトト致シ度

二、臨時採用ノ教練教師ノ俸給額ト解職後ノ就職斡旋方ニ関スル件

今次事変ニ依リ心召セル教練教師ハ現職ノ儘トシ俸給(採消)額ヲ給シ居ルヲ以テ之ガ補充ノ為臨時採用セル教師ニ対シ財政上希望通りノ俸給ヲ給シ難キ場合アルハ已ムヲ得ザルモノト了知セラレ度

第十師団関係事項

一、教練査閲官ハ査閲ノ所見ヲ学校長ニ対シテ開示スル如ク陸軍現役將校配属学校教練査閲規程第八条ヲ改ムルノ件本問題ニ関シテハ寧口現在ノ儘ナルヲ適當ナリト思料ス

第十一師団関係事項

一、学校職員特ニ校長ニ対シ時局(加筆)認識セシメ知育偏重ノ弊ヲ是正スルノ件

文部省ニ於テハ国体ノ本義ニ基キ訓育ヲ重要視シ知育偏重ノ弊ヲ打破スルコトハ多年ニ亘ル方針ニシテ近クハ本年五月地方長官會議、高等師範学校長、高等学校長、実業専門学校長會議ニ於ケル木戸文部大臣ノ訓示及本年六月師範学校長會議等ニ於ケル荒木文部大臣ノ訓示中ニモ特ニ指示セル所ナリ

第二十師団

北支那方面軍関係事項

何レモ所管外ナルヲ以テ(採消)回答ノ要ナキモノト認ム(加筆)置クコトト致度

官普一六七号  
裁決定 8月23日 文書課長 (有原) 発  
8月24日 起案者 (佐藤)

昭和十三年八月二十日起案

(注記19)

普通学務局長代 (岩松) 事務官 花押 (土田) 事務課長 (乙黒)

年 月 日 局 長

専門学務局長  
実業学務局長 各宛  
体育課長

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ関スル件(採消)囊ニ一応(御供)(加筆)高覧(採消)願ヒ(二供シ)タル標記ノ件ニ関シテ(加筆)ハ貴局(課)関係事項(別紙)ニ対シ回答文御作製ノ上本月二十七日迄ニ普通学務局長宛御回報相煩度

備考

別紙ハ共ニ添付ノコト

専門局 四通  
 実業局 二通  
 体育課 五通  
 普通局 一二通

〔加筆〕  
 〔普通学務関係〕

〔近衛師団〕

一、学務当事者査閲立会ニ就テ

埼玉県下及東京市立中等学校教練査閲ニ方リテハ学務当局ノ立会ヲ見ルモ其他官公私立学校査閲ニアリテハ監督学務当事者ノ立会殆ント絶無ノ状態ナリ、適當ナル指導ヲ望ム蓋シ各学校教練ノ実情ヲ認識セシメ且教練教師中伎倆往々老朽ナル者アルヲ以テ此等ニ関シテモ該立会者ヲシテ留意セシメ改善進歩ノ資ニ供セシムルヲ便トスレハナリ

〔第一師団〕

一、学校教練ニ対スル文部、地方府県当局ノ熱意協力ハ〔相当〕  
〔抹消〕

認ム、ヘキモノアルモ尚教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦斯防護資材ノ整備、教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ視察激励等更ニ〔督励ヲ要スルモノアリ〕  
〔加筆〕  
〔配意ヲ煩ハシ度〕

〔第三師団〕

一、昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル文部省指示事項学校教練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル学級数対教練教師数ノ標準ハ適宜ノ時期ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム

〔第五師団〕

一、教授力ノ充実ニ就テ

今次事変ノ為配属将校兼務多ク且ツ教練教師多数召集ニ遭ヒテ人員ハ例令補充シ得タリトスルモ素質十分ナラス為ニ教授力ハ一般ニ低下セリ

県当事者其他ニツキ要請シ補充ニ努ムルハ勿論教練教師ノ講習会、見学等ヲ実施シ以テ其伎倆向上ヲ促進シツツアリ

〔第六師団〕

一、教練資材ノ整備充実ニ関シテハ大イニ努力シアルヲ認ムルモ新操典ニヨル訓練及化学戰訓練ニ処スル諸資材等ハ未タ充分ナラサルモノアリ

県当局ニ於テ一層之等ニ関シ積極的ニ援助指導ノ要アルヲ認ム

〔第八師団〕

一、文部省ニ於テ教練教師ノ停年制ヲ制定スル如ク慫慂スルヲ可トス

理由

老齡者ハ潑刺タル意氣ト動作ノ敏活ヲ欠キ且ツ青年心理ノ把握困難ニシテ教練ノ振作期シ難シ而シテ一旦就任セル教師ニハ種々ノ情実ヲ生シ整理困難ナルヲ以テナリ

〔第八師団〕

一、学級数ニ応シ教練専任教師ノ定員ヲ制定スルヲ可トス  
 理由

学校ハ動モスレハ教練教師ノ人員少キヲ望マントスル風アルヲ以テナリ尚今日ノ如ク配属将校ハ一各数校兼務ノ

〔下札2〕

已ムナキ情況ヲ呈スル場合アルヲ願慮スレハ益々其要ヲ痛感ス

(第八師団)

- 一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給ハ努メテ高額ヲ給スルト共ニ解職後ノ就職ヲ斡旋スルヲ要ス而シテ前者ハ文部省関係事項ナルヲ以テ当事者ニ慫慂セラレタシ
- 理由

地方ニ適任ノ教師絶無ナラサルニ非サルモ俸給額少キト  
 (二四拾円程度ニテ採用ヲ望ム学校アリ) 解職後ノ就職ヲ願慮シ臨時囑託ヲ回避スル者アルヲ以テナリ

(第十師団)

- 一、教練査閲官ハ査閲ノ所見ヲ学校長ニ対シテ開示スル如ク陸軍現役將校配属学校教練査閲規程第八条ヲ改メラレ度
- 学校教練ノ本旨並査閲ノ目的ニ鑑ミ学校長ノ監督指導下ニアル学校教授課目ノ一タル教練ニ関スル所見ヲ配属將校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥当ヲ欠クヲ以テナリ

(第十一師団)

- 一、学校職員特ニ校長ノ時局認識並教練理解ノ度ノ高下ハ直ニ学校訓育方針ニ顕ハレ教練振否ノ根本原因トナレルヲ以テ此ノ機会ニ更ニ熱度ヲ向上セシメンコトヲ期シアルモ一方文部省ヲシテ智育偏重ノ弊ヲ一掃セシメ訓育ヲ最重視セシムル方針ヲ採ラシムル如ク善処セラレンコトヲ希望ス

(第二十師団)

- 一、諸種ノ行事ニ禍サレ教練時数ノ減少著シキヲ見ル 又条規

ノ研究不十分ニシテ終日野外演習並師範学校ノ軍事講習ノ為ニ一般ノ教練時数ヲ減スヘカラサルノ考慮ナキモノアリ  
 将来極力不足時数ノ補足ニ力ヲ竭サシムル如ク指導セントス

(北支那方面軍)

- 一、教練査閲ノ所見ハ校長ニ対シ開示スル如ク改ムルヲ要ス
- 学校教練ハ校長ノ責任タルノ觀念ヲ強化シ其査閲ニ対スル熱意ヲ向上スルノ要アリ、例ヘハ天津日本商業学校長ノ如キハ教練成績ハ全然自己ノ責任ニ非ルカ如キ冷淡不遜ノ態度ヲ以テ査閲官ニ対スルカ如キ尚此種謬見ノ一般学校長ニ浸潤シアル一証左ト認ムルヲ得ヘシ

(注記20)

事務官

(注記21)

昭和二三、七、二八

陸普第四四九〇号

(乙黒)(土田)(中谷)

(注記22)

昭和十二年度学校教練査閲報告中希望事項ニ  
 関スル件照会

普通学務局長 (藤野) 学務課長 (宮松)

昭和十三年七月廿六日 陸軍省副官 国分新七郎

専門学務局長 (山川) (有光) (香山) (美作)

文部省文書課長殿

実業学務局長 (小笠原) (谷原) (注記23) (宮坂) (堺)

昭和十二年度学校教練査閲報告中将来ニ対スル意見等ニ関シ貴

省関係事項別紙ノ通ニ有之当該事項ニ付夫々指示致度ヲ以テ之  
ニ関スル御意見来ル八月尽日迄ニ御回示相成度依命照会ス

体育課長 (原) 各掛長 (中) (大) (田)

体育官 (小)

(加筆)

備考

本件ニ関(抹消)スル回答 (佐藤) (加筆) (シテ)ハ関係局課合議ノ上分担

ヲ定メ作製スルコト、致度

一、学務当事者査閲立会ニ就テ

埼玉県下及東京市立中等学校教練査閲ニ方リテハ学務当局  
ノ立会ヲ見ルモ其他官公私立学校査閲ニアリテハ監督学務  
当事者ノ立会殆ント絶無ノ状態ナリ、適當ナル指導ヲ望ム  
蓋シ各学校教練ノ実情ヲ認識セシメ且教練教師中伎倆往々  
老朽ナル者アルヲ以テ此等ニ関シテモ該立会者ヲシテ留意  
セシメ改善進歩ノ資ニ供セシムルヲ便トスレハナリ

(加筆)  
[普通]

(第一師団)

一、教練ハ学校ノ德育及体育両方面ニ干与シ特ニ専門学校以上  
(抹消)ニ於テハ学生生徒ノ訓育ハ(一)ニ教練ニ俟ツ(ノ外ナ)(コ  
ト多)キ状態ナルヲ以テ之ヲ体操科ノ一部トセス独立セル  
一科目トスルヲ要ス

(加筆)  
[専門]

(第一師団)

一、学校教練ニ対スル文部、地方府県当局ノ熱意協力ハ(相当)  
(抹消)認ムヘキモノアルモ尚教授力ノ増加、設備上ノ施設特ニ瓦

斯防護資材ノ整備、教練ニ対スル教職員ノ熱意協力程度ノ  
視察激励等更ニ(抹消)督励ヲ要スルモノアリ(加筆)配意ヲ煩ヘシ度  
(加筆)  
[普通]

(第二師団)

一、高等専門学校以上ノ教練査閲ニ文部省ヨリ視察官ノ派遣ヲ

希望ス

当管内ノ専門学校以上ニハ本施設制定以来一回モ派遣セラ  
レタルコトナク斯クテハ専門学校以上ノ教練振作上遺憾ナ  
シトセス毎年一校宛ニテモ派遣ヲ希望ス

(加筆)  
[専門]

(第三師団)

一、昭和九年五月学務部長会議ニ於ケル文部省指示事項学校教  
練担任教員充実ニ関スル件ニ於ケル学級数対教練教師数ノ  
標準ハ適宜ノ時期ニ於テ改正セラレンコトヲ望ム

(加筆)  
[普通]

(第三師団)

一、学校教練ノ必修

学校教練ヲ随意課トナスハ幹部候補生制度及青年学校義務  
制等ノ改善実現ニ伴ヒ考慮スヘキ問題ナルノミナラス同一  
学府内ニ於テ教練修学ノ態度ニ二様アルハ其振作上ノ障碍  
タルハ勿論之レカ指導ニ徹底ヲ欠キ而カモ下級学校在学生  
徒ニ及ホス感作亦決シテ少シトセス速ニ必修科目ニ改善シ  
内容ノ鞏化ヲ図ラレンコトヲ望ム

(加筆)  
[普通]

(第四師団)

- 一、学校当局者ノ学生々徒体位向上ニ関スル注意ハ逐次向上シアルモ未タ不徹底ナルモノ多ク実績ノ見ルヘキモノ少シ教練ニ於テ周到ナル指導ヲ加フルハ勿論ナルモ尚文部当局ノ指導ニ依リ学校ニ於ケル保健衛生ノ施設体育指導等改善ヲ企図スルコト必要ナリ

(加筆)  
〔体育課〕

(第五師団)

- 一、学生生徒ノ体位向上ニ就テ学生生徒ノ体格ハ余リ良好トハ云ヒ難シ殊ニ専門学校以上ノ学生ニ於テ然□体育関係ニアル教職員ノミナラス関係者挙ツテ関心ヲ要スル喫緊事ニシテ各種運動ノ記録優勝ヲ目標トスル選手教育ヲ今尚実施シテ得々タルカ如キハ不可ナリ宜シク文教ノ府ハ緊揮一番体位向上ニ猛省スヘキナリト信ス指導ノ要アリ

(加筆)  
〔体育課〕

(第五師団)

- 一、教授力ノ充実ニ就テ今次事変ノ為配属将校兼務多ク且ツ教練教師多数召集ニ遭ヒテ人員ハ例令補充シ得タリトスルモ素質十分ナラス為ニ教授力ハ一般ニ低下セリ

県当事者其他ニツキ要請シ補充ニ努ムルハ勿論教練教師ノ講習会、見学等ヲ実施シ以テ其伎倆向上ヲ促進シツツアリ

(加筆)  
〔普通〕

(第六師団)

- 一、教練資材ノ整備充実ニ関シテハ大イニ努力シアアルヲ認ムルモ新操典ニヨル訓練及化学戦訓練ニ処スル諸資材等ハ未タ充分ナラサルモノアリ

認ム  
(加筆)  
〔普通〕

(第六師団)

- 一、学生、生徒ノ体育向上ニ関シテハ各学校共相当ニ努力シアリテ概不良況ニアルヲ認ムルモ学校ノ性質及環境等ニヨリ差等アルヲ免レサルヲ以テ一段ノ指導ヲ要スルモノアリ

(加筆)  
〔体育課〕

(第七師団)

- 一、中等実業学校ノ毎週教授時数ハ中学校ニ於ケル時数ト同様ニスルヲ要ス

理由

卒業生ノ多数ハ上級学校ニ進マス直ニ実社会ニ就職スル現況ナルニ鑑ミ少クモ中学校ト同時数トスルヲ可ト認ムレハナリ

(加筆)  
〔実業〕

(第八師団)

- 一、文部省ニ於テ教練教師ノ停年制ヲ制定スル如ク懲慥スルヲ可トス

理由

老齡者ハ潑刺タル意氣ト動作ノ敏活ヲ欠キ且ツ青年心理ノ把握困難ニシテ教練ノ振作期シ難シ而シテ一旦就任セル教師ニハ種々ノ情実ヲ生シ整理困難ナルヲ以テナリ

〔加筆〕  
〔普通〕

〔重復〕

〔第八師團〕

一、學級數ニ応シ教練專任教師ノ定員ヲ制定スルヲ可トス

理由

學校ハ動モスレハ教練教師ノ人員少キヲ望マントスル風アルヲ以テナリ尚今日ノ如ク配屬將校ハ一各數校兼務ノ已ムナキ情況ヲ呈スル場合アルヲ顧慮スレハ益々其要ヲ痛感ス

〔加筆〕  
〔普通〕

〔第八師團〕

一、臨時採用ノ教練教師ノ俸給ハ努メテ高額ヲ給スルト共ニ解職後ノ就職ヲ斡旋スルヲ要ス而シテ前者ハ文部省關係事項ナルヲ以テ当事者ニ從憑セラレタシ

理由

地方ニ適任ノ教師絶無ナラサルニ非サルモ俸給額少キト(三四拾円程度ニテ採用ヲ望ム學校アリ) 解職後ノ就職ヲ顧慮シ臨時囑託ヲ回避スル者アルヲ以テナリ

〔加筆〕  
〔普通〕

〔第十師團〕

一、教練査閲官ハ査閲ノ所見ヲ學校長ニ対シテ開示スル如ク陸軍現役將校配屬學校教練査閲規程第八條ヲ改メラレ度

學校教練ノ本旨並査閲ノ目的ニ鑑ミ學校長ノ監督指導下ニアル學校教授課目ノ一タル教練ニ関スル所見ヲ配屬將校ニ対シテ開示スルハ不徹底且妥當ヲ欠クヲ以テナリ

〔加筆〕  
〔普通〕

〔第十一師團〕

一、生徒ノ体位向上ニ就テハ從來査閲其ノ機會ニ於テ保健対策ノ樹立並之カ勵行ヲ從憑シ各學校ニ於テモ之ニ留意シ相當効果ヲ収メアルヲ認ムルモ身體薄弱ナルモノ、活氣ヲ欠クモノ、持久力乏シキモノ、胸部疾患ヲ有スルモノ等尠カラサル状態ニシテ而モ學業成績優秀者ニ其數多キ傾キアリテ之カ対策ハ微温且ツ區々の施設ニテハ到底望ミ得ス凡ソ學校教育ヲ根本的ニ刷新シ体育ト智育ノ平衡ヲ得セシムルコトハ將來國防上最モ肝要ナリ教學刷新ノ勵行ヲ望ム

〔加筆〕  
〔体育課〕

〔第十一師團〕

一、學校ノ種類學級數ノ多寡ニ応シ教練教師タル資格及數ヲ内定シ高文試驗合格者或ハ中等教員免狀所持者タル一般教員ト同格タラシメ之ヲ正式ニ教練科ノ正教員トシ書記兼務ノ如キ教師ハ其以外ニ適宜囑託採用セシムル如ク教練教師ノ地位ヲ向上スルヲ要スルト共ニ教練科教員ノ補充ヲ必須的タラシムル如ク制度ノ改革ヲ希望ス

蓋シ現在ノ如ク學校經費ノ余剩ヲ以テ雇傭的ニ取扱フニ於テハ皇軍將校タル威信ヲ失墜シ教授上ノ威力ヲ欠キ教師自身ノ向上ノ研究心ヲ消磨シ元氣潑刺ニシテ將來ニ希望ヲ有

〔加筆〕  
〔専門〕

スル良将校ヲ得ルコト能ハサレハナリ

若シ夫レ教練正教員タル資格附与等ニツキテハ自ラ方法ア

ルヘキヲ信ス

〔加筆〕  
〔実業〕

〔第十一師団〕

- 一、学校職員特ニ校長ノ時局認識並教練理解ノ度ノ高下ハ直ニ学校訓育方針ニ顕ハレ教練振否ノ根本原因トナレルヲ以テ此ノ機会ニ更ニ熱度ヲ向上セシメンコトヲ期シアルモ一方文部省ヲシテ智育偏重ノ弊ヲ一掃セシメ訓育ヲ最重視セシムル方針ヲ採ラシムル如ク善処セラレンコトヲ希望ス

〔加筆〕  
〔普通〕

〔第十二師団〕

- 一、現今ノ如ク配属将校尠キ情況ニ於テ学校教練ノ振作ハ県当局及学校長以下教職員ノ教練ニ対スル熱度如何ニヨルト云フモ敢テ過言ナラサルヘシ之ヲ当師管内一般ニ徴スルニ各学校特ニ中等学校ニ於テ教練ニ対スル理解ノ度愈々深刻化シアリ又県当局ニ於テモ佐賀県ハ長官以下極メテ熱心ニシテ一般ニ良況ニアリ大学、高等、専門学校ニ於テモ学長校長ノ理解ノ程度ハ良好ノ域ニ進ミツツアルモ一般教職員ノ理解尠キモノア〔リ宜シク〕〔ルヲ以テ〕文部当局〔ヲシテ〕
- 〔加筆〕
- 〔八〕地方長官及直轄学校長ニ対シ教練ニ一段ノ熱意ヲ増加セシ〔ムルコトハ奮ニ〕〔メ〕教練〔ノ〕振作〔ニ必要ノミナラス〕〔ト〕国民精神総動員〔ニ極メテ緊要ナリ〕〔資セシムルコト〕〔向上ノ資ニセラレ度〕

〔第十四師団〕

- 一、学生生徒ノ体位向上ニ就テ学生生徒ノ体位向上ニ関シテハ夙ニ当局ノ唱導セラルル所ニシテ過般厚生省ノ創設ヲ見ルニ至リ将来着々具體策ヲ講セラルルコトト信スルモ学校教練方面ヨリ考慮シ之ニ関スル意見ノ若干ヲ述フレハ左ノ如シ
- 〔イ〕国民身体検査実施ニ就テ

体位向上ノ為ニハ先ツ嚴密ナル体位ノ検査ヲ必要トシ其ノ結果ニ基キ適應スル体育ヲ課セサルヘカラス之カ為國家ノ規定スル身体検査ヲ少クモ左ノ時期ニ実施スルヲ可トス

一 回 小学校義務教育完了年次

一 回 中等学校ヨリ上級学校ニ転移スヘキ年次

〔加筆〕  
〔体育課〕

〔ロ〕学校体育ニ就テ

学校体育ハ僅少ナル教練、体操武道ノ時間ノミニ依リテ完成セラルヘキモノニ非ス課外ニ実施スル運動、競技、其ノ他ヲ適正ナラシムルコトノ重要トスヘキハ言ヲ俟タサル所ナリ

而シテ之カ実施ノ景況ハ一部ノ学校ヲ除キ殆ント放任的ニシテ甚タシキニ至リテハ高等専門学校ニ於テ体操、武道ヲモ随意科トセルモノアリ

従ツテ学生生徒ノ趣味嗜好ニ委シ偏傾過重身体ノ均齊ナ



ル発達ヲ妨ケ保健ヲ害シ体位ヲ損フニ至ルノ現況ニ在リ  
加フルニ対校競技ニ基ク選手制ハ愈々此害ヲ倍加スルノ  
弊ヲ生ス将来ハ第一項記述ノ検査ノ結果ニ基キ体育ノ統  
制指導ヲ的確ナラシメ以テ学生生徒体位ノ向上ヲ適正ナ  
ラシムルノ要アリ

(第二十師団)

一、諸種ノ行事ニ禍サレ教練時数ノ減少著シキヲ見ル 又条規  
ノ研究不十分ニシテ終日野外演習並師範学校ノ軍事講習ノ  
為ニ一般ノ教練時数ヲ減スヘカラサルノ考慮ナキモノアリ  
将来極力不足時数ノ補足ニ力ヲ竭サシムル如ク指導セント

ス  
(加筆)  
(普通)

(注記1)

「完結」

(注記2)

□□ 13・11・10 受付

(注記3)

「合議69号」

(注記4)

「記録掛 16・9・13 受領」

(注記5)

「二四」(簿冊内件名番号)

(注記6)

「完結」

(注記7)

「合議413号」

(注記8)

「急」

(注記9)

▽

(注記10)

▽

(注記11)

▽

(注記12)

▽

(注記13)

「文部省 官普167号 昭和13・9・16」

(注記14)

「檢了」「了」

(注記15)

「文部省 官普167号 昭和13・9・7」

(注記16)

「檢了」「了」

(注記17)

「？」

(注記18)

「文部省 官普167号 昭和13年8月30日」

(注記19)

「急」

(注記20)

「至急 供覧」

(注記21)

〔中〕

(注記22)

〔文部省 官普168号 昭和13・7・27〕

(注記23)

〔裁決定 8月15日〕

(下札1)

〔中山〕  
①種別 ね二／聯繫 / 登録追加 / 件名 各地方〔長〕〔庁〕

宛 学務当局者学校教練査閲立会ニ関スル件 / 番号 官普一六

七 / 結了年月日 昭一三 一一 二〇 / 保存年限 ムキ / 枚数

一括

(下札2)

〔普通学務局關係 以下添附〕

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練  
第2冊〕文部省② 3A.32—7.2450〕